る妊婦健康診査の検査項目の

補助金額の拡大を行

婦の方に対し、公費負担によ

援を図るため、

市民である好

※学校行事等が優先。学校に ※年末年始は開放しない。

より開放日時の変更あり。

設利用対象団体

安全な妊娠および出産の支

4月1日から

妊婦健康診査の補助額と

マ平日

午前5時~7時

検査項目が拡大します

· 休日

午前5時~午後10時 午後6時~10時

代表電話番号は、 22ページに記載してあります。

> ます。 追加、

4月1日以降に妊娠届出を

員会に利用団体として登録申

学する方で組織され、

教育委

市内に在住、在勤または在

子ども手当てについて

当」が創設されます。 いた方は、新たな手続きは必 これまで児童手当を受けて 4月1日から、「子ども手

要ありませんが、新たに支給 対象となる方の手続き方法な ては、広報5月号でお知らせ ど、子ども手当の詳細につい します。

※4月1日以降、 ページでもお知らせします。 市のホーム

◎問い合わせ… 子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

◎問い合わせ… 健康増進課保健係

ください。

☎(55)5110

市立学校体育施設を開放

開放施設 ならびに屋外運動場 小・中学校体育館

郵送します。お手数ですがそ される方や、 ようお願いします。 れぞれに訂正のうえ受診する 方には、受診票訂正の通知を 前期または後期検査を受ける 届出をされ、4月1日以降に 新しい受診票を交付します。 健康診査を必要とする方には なお、3月31日までに妊娠 市へ転入し妊婦

利用方法

※登録申請書は、

各地域公民

館に備え付けてあります。

団体またはスポーツ団体。 請をして承認された社会教育

たら、左記までお問い合わせ またはご不明な点がありまし 通知が手元に届かない場合で ※中学生以下の団体(スポー ださい。 利用方法等の説明を受けてく 便用料(1団体1時間につき) 高校生 ・地区公民館に利用申請し 承認通知がきたら、 2 0 0 円 1 0 0 円

※1時間未満利用の場合は1 ※屋外運動場の使用は無料。 時間とします。 ツ少年団等)の利用は無料。

・認定市道・農道・林道

·事業費の15%

定し、通知書により採択、 算の範囲内で事業箇所を決

不採択を連絡します。

分担金の額

生涯学習課生涯学習・スポーツ係 **☎**(55)5156

または各地域公民館

)問い合わせ…

指定温水プールの利用者に対 利用料金の一部を助成する 市民の皆さんの健康 づくりを応援します。

小学生以上の市民

就児はプール利用料無料。

ール 岳温泉陽日の郷あづま館内温水フ ※利用料:一般1回800円、小学生1回400円 ※利用時間:13:00~17:00(GW・年末年始等は休場)

般1回400円、小学生1回200円 助成券の額面と料金の差額をあづ 助成券利用方法 のフロントで支払ってください。

※1回の利用につき1枚使用

助成券申請方法

生涯学習課、各地域公民館および二本松地域内各地区 公民館窓口に備え付けの申請書に記入のうえ、 助成券を受け取ってください。

○問い合わせ…生涯学習課生涯学習・スポーツ係☎(55)5156

平成23年度生活道路

装事業申請書を、

区長、

町内

各地

舗装事業の申請を受付

以上の道路を、道路利用者か だいて舗装するものです。 ら一定の負担(分担金)をいた 家屋に通ずる幅員2メートル 市が管理する道路で、 かつ、

> なる場合は、申請同意書もあ 支払いただく方)が複数名に

※申請内容を審査のうえ、 わせてご提出ください。

子

ターへご提出ください。

また、受益者(分担金をお

得たうえで、土木課または各 会長または自治会長の了解を

支所産業建設課、各住民セン

その他の公衆用道路

事業費の50%

)問い合わせ…

申請方法

9月末日までに生活道路舗

☎(55)5123 土木課監理係

下水道への早期接続を お願いします

願いします。 接続する工事をされるようお は、できるだけ早く下水道に 域は次のとおりです。 供用区域内にお住まいの方 月1 日に供用開始する区

4月1日供用区域

>二本松処理区

▽安達処理区 金色、成田日向、 若宮一丁目、本町二丁目、 茶園一・二丁目、 成田町一丁目の各一部 …13・51ヘクタール 作田、冠 市海道、

油井字腰巻、下谷地、下中 …3・21ヘクタール 一斗内、 福岡の各一

◎問い合わせ… 下水道課下水道管理係

電話(55)5138

ご自身の資産の状況を ご確認ください!

価格と比較して評価額が適正 土地や家屋の価格(評価額)に 簿の縦覧を行います。 かどうかを判断していただく ついて、周辺の土地・建物の 土地・家屋の価格等縦覧帳 自分の

> 縦覧期間 ために実施します。 4月1日(木)~ 5月31日(月

> > 納税義務者以外の方が閲覧

する場合は、固定資産との

6月6日(日)

関係が分かる書類

午前8時30分~ 午後5時15分

縦覧できる人 **縦覧場所** 市役所税務課 ※土・日曜日・祝日を除く

※課税標準額が免税点未満で る納税者および代理人 市内に土地・家屋を所有す ない方は縦覧できません。 固定資産税が課税されてい

土地価格等縦覧帳簿

縦覧できる帳簿

家屋価格等縦覧帳簿

課税台帳の閲覧について 無

行います。 のほか各支所地域振興課でも 人等です。閲覧は本庁税務課 者(所有者)のほか借地・借家 人は、 無料でできます。閲覧できる (土地・家屋名寄帳)の閲覧が 縦覧期間中に限り課税台帳 固定資産税の納税義務

査方法等

固定資産税の課

です。

なお、東和地域において今

降、世帯ごとに郵送する予定

投票所入場券は、告示日以

た身分証明書を携行します。

持参する物

ことを確認できる書類(運 縦覧(閲覧)者が本人である 転免許証、健康保険証など

印鑑

委任状(代理人の場合)

冢屋の現地確認調査に ご協力ください

ご協力をお願いします。 の現地調査を実施しますので る家屋かどうかの確認のため 固定資産税の課税対象とな

程で行います。

調査期間 4月15日(木)~

> 投票日 告示日

6月6日(日 午前7時 午後6時

8月31日(火

す。なお、委託した調査員 担当職員および市が委託し は腕章を着用し市が発行し た業者の調査員が実施しま 税務課の家屋評価 市内全域

26人となります。

いで選挙を行います。

を区域とする選挙区を設けな

今回から、合併前の旧市

町

※固定資産税の適正な課税の を現地で調査員が確認しま 税対象となる家屋かどうか 撮影する場合もあります。 す。なお、記録のため写真 入らずに周辺から確認しま 調査の際は敷地へ立ち

ための調査です。ご理解と ご協力をお願いします。

)問い合わせ… 税務課資産税係

☎(55)5086

投票時間は午後6時までです 立候補予定者説明会

6月30日の任期満了による

市議会議員一般選挙を次の日 5月30日(日 日 時 5月10日(月

会 場 市民交流センター 1階 多目的室 午後1時30分~

※会場の都合上、出席は立候 りますので、できるだけ乗 また、駐車台数に限りがあ 内とさせていただきます。 ようご協力をお願いします。 り合わせでお越しくださる 補予定者1人につき3人以

は5月22日(木)に行います 安達土地改良区総代総選挙

安達支所において行います。 5月13日(木)告示、5月20日 安達土地改良区総代総選挙は 日(木)・14日(金)の2日間、 (木)投票の日程で行います。 立候補届出の受付は5月13 5月27日の任期満了による

予定です。

挙でも同じ場所で投票を行う 区につきましては、今回の選 の体育館を使用していた投票 年3月で廃校となった小学校

選挙管理委員会事務局 **☎**(55)5146

◎問い合わせ…

みんなで投票、 みんなで参加、 あなたの一票大切に。